

研究所だより

第3回常任理事会を3月29日に開きました。その中で、6月28日に第7回総会を開き、翌29日に研究集会を行うことに決まりました。昨年度の総会で長野高齢者協同組合の実践報告などに参加者の関心が集まり、報告討議の時間をもう少し長くという要望に応えたものです。今期の総会は役員の変更が行われます。常任理事会では、役員選考委員会の設置を決め、理事・監事の選考基準を提案してもらうことにしました。また、規約などの制定・改正が必要になってきています。一つは所報『協同の発見』の購読会員制度の創設です。現行の会員との関係など慎重に考えないといけないことですが、研究所の活動に積極的に参加できない人のために必要があるのではないかと思います。また、主な収入を年金に依存されている会員の方などに特別の会費制度が必要なように思います。意見を寄せて頂ければ幸いです。

昨年の総会で約束した「研究奨励制度」ですが、今期実施できないことになりました。総会決定ですが、その実施にあたってなお制度趣旨が不鮮明であり、検討を要するとなったものです。理事会、検討委員会での議論を紹介すると、「奨励制度なのか、あるいは表彰制度なのかが曖昧ではないか」「奨励制度だとすると、研究に対して事前に審査し奨励金を支給するという方法になるが、1件30万程度の奨励金は準備する必要がある。」「表彰制度の場合は、誰がどう表彰するかである。甲乙をつけるのは大変難しい。」「奨励のための表彰ということもあり、10万円は決して少なくない」「一度始めると途中で止めたり、安易に制度を変更するわけにはいかない。したがって、発足を急がず、慎重に検討すべきである。」「研究所として財政の全てを賄うことはできない。」結論としては今期の実施は見合わせ、再度総会にはかかること

になりました。議案は5月17日の理事会で議論し、会員の方々には6月中旬に届くようにします。

6月29日の研究集会のテーマは「労働者協同組合法」を再度取り上げたいと思います。昨年8月から行ってきた第2次「労働者協同組合法研究会」は現在作業グループに別れて最後の法案づくりに入っています。「集团的自己雇用の労働者」から「協同労働を通じて共同事業を行う労働者」へ、主体の規定も大きく変化させてきています。3次案までは不十分だった組織法としての枠組みも鮮明にした最終案が提示される予定です。研究会では、法の目的を「労働者協同組合に法人格を付与すること等により、自発的に就労の機会を創出する市民の活動を促進し、もって経済活動の持続可能な発展に寄与する」をし、労働者協同組合の定義を「自発的に結合した個人が、共同で所有し、管理する協同労働の協同組合である。」としています。

議論がもっとも錯綜しているのは「複合協同組合」です。複合協同組合とは、協同労働に参加する組合員以外にその財やサービスを利用する個人も組合員にできるというものです。組合員の権利義務をめぐって様々な角度から議論が続いています。既存の協同組合の概念に当てはまらない、一面では統一協同組合法につながる内容を含んだものです。その「統一協同組合法」が春の協同組合学会で取り上げられます。また、3月末に開かれた民科法律部会の商法経済法分科会でも向う3年間のテーマの一つに協同組合が位置づけられています。研究所としては更に他の協同組合法や外国法の研究を続けて行く予定です。法案づくりに関心のある方は是非ご意見をお寄せください。

(坂林 哲雄)